

6 特許法第四十三条第八項（同法第四十三条の第二項（同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の第二項（同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）次号において同じ。）に規定する書類を、当該書類を発行すべき政府による当該書類の発行に関する事務の遅延により提出することができなかつた場合 当該書類を入手した日から一月（在外者にあつては、二月）とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 特許法第四十三条第二項に規定する書類又は同条第五項（同法第四十三条の第二項（同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類を提出することができなかつた理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）とする。ただし、当該期間の末日が同法第四十三条第七項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、同項に規定する期間の経過後六月とする。

第二十七条の四の二第一項中「先の出願の日から一年二月」を「同号に規定する正当な理由がないものとした場合における同項の規定により優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後二月」に改め、同条第三項第三号中「当該優先権の主張の基礎とした先の出願の日から一年二月」を「当該正当な理由がないものとした場合における当該優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後二月」に改め、同項第四号中「の基礎とした出願の日から一年二月」を「に係るパリ条約第四条C(1)に規定する優先期間の経過後二月」に改める。

第二十七条の五第一項中「第三十六条の二第六項」を「第三十六条の二第八項」に改める。

第二十七条の六の次に次の五条を加える。

（手続補完書の提出期間）
第二十七条の七 特許法第三十八条の二第三項の経済産業省令で定める期間は、同条第二項の規定による通知の日から二月とする。

（手続補完書の様式）
第二十七条の八 特許法第三十八条の二第四項の手続補完書は、様式第三十七により作成しななければならない。

（手続の補完が認められない場合）
第二十七条の九 特許法第三十八条の二第九項の経済産業省令で定める場合は、同条第二項の規定による通知を受けた場合に執るべき手続を特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月を経過した後に執つた場合とする。

（先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願をする場合の手続等）
第二十七条の十 特許法第三十八条の二第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 先の特許出願をした国又は国際機関の名称
- 二 先の特許出願の出願日
- 三 先の特許出願の出願番号

2 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をしようとする者は、当該特許出願の願書にその旨及び前項に掲げる事項を記載して同条第二項に規定する書類の提出を省略することができる。

3 特許法第三十八条の三第三項の経済産業省令で定める期間は、特許出願の日から四月とする。

4 特許法第三十八条の三第三項の経済産業省令で定める書類は、先の特許出願をした国又は国際機関の認証があるその出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲及び図面に相当するもの（以下この条において「先の特許出願の認証謄本」という。）及び先の特許出願の認証謄本が外国語で記載されている場合に於てはその日本語による翻訳文とする。

5 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をした者は、先の特許出願の認証謄本若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の第二項（同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類を特許庁長官に既に提出済みである場合（第二十七条の四第五項の規定により第二十七条の三の第三項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を省略した場合を含む。）又は先の特許出願が日本国においてしたものである場合に於ては、前項の規定にかかわらず、先の特許出願の認証謄本の提出を省略することができる。

6 特許法第三十八条の三第三項の規定により明細書及び必要な図面を提出する場合は、様式第三十七の二によりしななければならない。

7 特許法第三十八条の三第三項の規定により先の特許出願の認証謄本及びその日本語による翻訳文を提出する場合は、様式第三十七によりしななければならない。

（明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の手続等）
第二十七条の十一 特許法第三十八条の四第二項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項の規定による通知の日から二月とする。

2 特許法第三十八条の四第三項の明細書等補完書は、様式第三十七の三により作成しななければならない。

3 特許庁長官は、特許法第三十八条の四第四項本文の規定によりその特許出願が明細書等補完書を提出した時にしたもののみなされたときは、その旨を特許出願人に通知しななければならない。

4 前項の規定による通知があつたときは、特許出願人は、同項の規定による通知の日から一月以内に限り、特許庁長官に意見書を提出することができる。

5 前項の意見書は、様式第三十七の四により作成しななければならない。

6 特許法第三十八条の四第四項ただし書の経済産業省令で定める範囲内にあるときは、同項ただし書に規定する優先権の主張の基礎とした出願（以下この条において「優先権主張基礎出願」という。）に完全に記載されているときとする。

7 特許法第三十八条の四第四項ただし書の適用を受ける特許出願の出願人は、同条第一項の通知があつたときは、第一項に規定する期間内（同条第九項の規定によりその通知を受けた場合に執るべき手続を執つた場合に於ては、当該特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月以内）に、優先権主張基礎出願の写し（優先権主張基礎出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合に於ては、当該優先権主張基礎出願の写し及びその日本語による翻訳文）を提出しななければならない。

8 前項の規定により優先権主張基礎出願の写し又はその日本語による翻訳文を提出する場合は、様式第二十三によりしななければならない。

9 第七項の規定により優先権主張基礎出願の写しを提出すべき者は、当該優先権主張基礎出願の写し若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の第二項（同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類を特許庁長官に既に提出済みである場合（第二十七条の四第五項の規定により第二十七条の三の第三項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を省略した場合を含む。）又は当該優先権主張基礎出願が日本国においてした特許出願若しくは実用新案登録出願である場合に於ては、第七項の規定にかかわらず、当該優先権主張基礎出願の写しの提出を省略することができる。